

合併処理浄化槽について

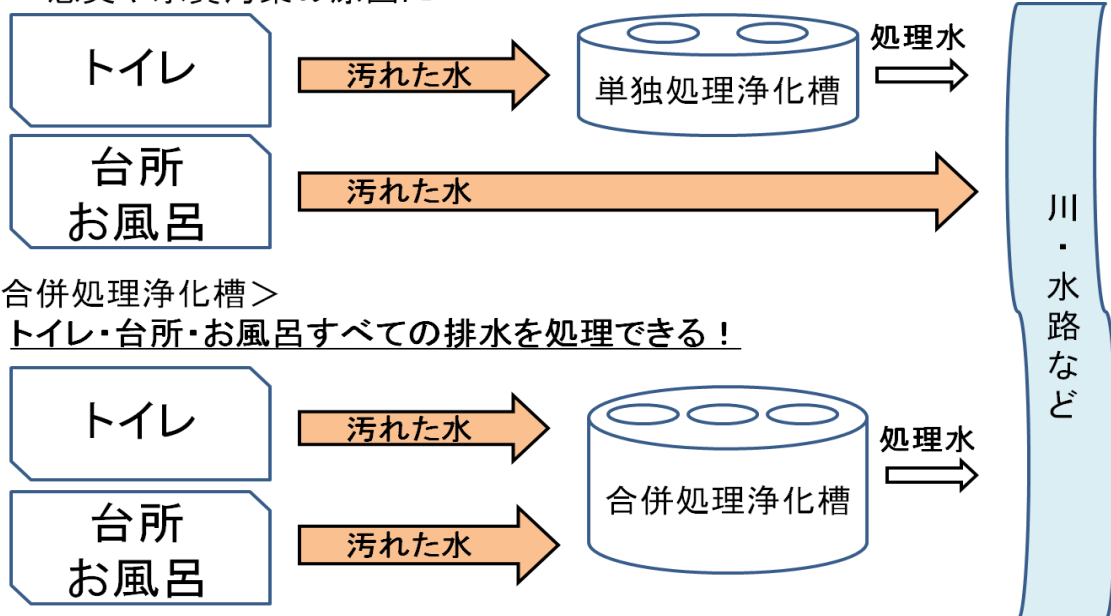
市では、下水道等が整備されていない区域において、市内に住所を有し、自ら居住する住宅に「合併処理浄化槽」を設置する方及び市内に居住する目的で「合併処理浄化槽」を設置する方に対し、設置費の補助を行っています。

「汲取り便槽」や「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」への切り替えを考えている方は、現在補助金の上乗せも行っていますので、是非ご検討ください。※補助額等は別紙チラシをご参照ください。

単独処理浄化槽（汲取り便槽）との違い

<単独処理浄化槽>

トイレのみ処理 台所・お風呂の排水はそのまま
→悪臭や水質汚染の原因に



<合併処理浄化槽>

トイレ・台所・お風呂すべての排水を処理できる！

<お問い合わせ先>

日田市役所環境課 22-8357 (直通) 市役所2階